

2022年12月29日(木)

EIPS 事務局

○Vol.37：令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申

令和4年12月16日付で、令和5年度における関税率及び関税制度の改正等に関する関税・外国為替等審議会による答申が掲載されております。

《リンク内別紙をクリックください。》

令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申

【特記すべき内容】

「3. 急増する輸入貨物への対応」

(1) 輸入申告項目の追加

輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「ECプラットフォームの名称」を含む。）及び「国内配送先」を追加。さらに、現在、輸入申告書の様式で記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加することが適当

(2) 税関事務管理人制度の見直し

税関が非居住者に連絡できるようにすることで審査や事後調査の実効性を高めるため、以下の事項を可能とする等の規定の整備を行うことが適当。

① 税関事務管理人の届出がない場合、税関長が非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という。）（注1）を明示して、期限を指定して税関事務管理人の届出を求めること。

② 非居住者が期限までに税関事務管理人を届け出ない場合に、税関長が、国内居住者で特定事項の処理につき便宜を有する者のうち一定の国内関連者（注2）を、特定事項を処理させる税関事務管理人として指定すること。

さらに、適切な者が税関事務管理人として届出され、又は税関長が適切な者を指定できるよう、税関事務管理人の届出項目に「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、届出を行う非居住者に対して税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求めることが適当。

（注1）税関長から受領した書類の非居住者への送付、非居住者から受領した書類の税関長への提出。

（注2）非居住者と資本関係がある等特殊な関係を有する者、関税の税額等の計算の基礎となるべき事実について非居住者との契約により密接な関係を有する者、非居住者が利用

する E C プ ラットフォームを運営する事業者等。

「 6 . 植物防疫法の改正に伴う保税関連の規定の整備」

国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定等に伴い、今般、植物防疫法が改正され、輸入される中古農機等が新たに検疫検査の対象となったことを踏まえ、港又は飛行場の植 物防疫所等に置かれる中古農機等については、輸入植物等と同様に扱うべきものである ことから、政令上の「保税地域外に置くことができる貨物」に追加することが適当。

「 7 . 保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和」

手数料の納付のための十分な期間を確保する観点から、国の歳入の納付期限の原則を踏まえ、初月分の納付期限を許可の日から 20 日以内とする等の規定の整備を行うことが適当

(注) 保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域の許可又は承認工場の承認を受けた者についても 同様の制度。

「 8 . 納税環境の整備 (1) 加算税制度の見直し」

内国税の改正の状況を踏まえ、関税の無申告加算税制度についても、輸入者による適正な申告を確保する観点から、納税額が 300 万円を超える部分に係る関税の無申告加算税の割合を 20%から 30%に引き上げることが適当 (注 1)

また、前年及び前々年の関税について無申告加算税等 (注 2) を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を 10%加重する措置を整備すること (注 3) が適当である。

(注 1) 調査通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後特例申告書の提出又は修正申告に基づく無申告加算税の割合 (現行 : 10% (納税額が 50 万円を超える部分は 15%)) については、納税額が 300 万円を超える部分に対する割合を 15%から 25%に引き上げる。

(注 2) 無申告重加算税を含む。

(注 3) 本措置と、過去 5 年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合に課される無申告加算税又は重加算税の 10%加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。